

練馬西税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒178-8624 練馬区東大泉 7-31-35 Tel. 03 (3867) 9711 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

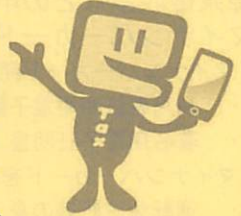
自宅から e-Tax が便利！

確定申告は

スマホからがおすすめです！



「国税庁 e-Tax キャラクター イータ君」



【国税庁ホームページ】

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	受付時間	対象者 ^(注1)
1月30日(火) ～ 2月2日(金)	関区民ホール	関町北1-7-2 関区民センター内	【午前の部】午前9時30分～11時30分 （正午から午後1時は昼休み）	・年金受給者 ・給与所得者
2月6日(火) ～ 2月9日(金)	石神井庁舎5階	石神井町3-30-26	【午後の部】午後1時00分～3時30分 【事前申込をお願いします】	・小規模納税者 ^(注2)

注1 土地、建物および株式などの譲渡、贈与税、相続税その他複雑な内容の相談の方は対象とはなりません。

注2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和4年分の所得金額（専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前）が300万円以下の方を指します。

- 申告書等の提出のみの場合は、練馬西税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和5年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による**事前申込**を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和6年1月10日(水)から可能となります。
詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。
- 電話による事前申込は、令和6年1月10日(水)から可能となります。

【事前申込専用番号：03-6745-6329】(受付時間：平日午前9時～午後4時)

に電話の上、オペレーターに「管轄の税務署(練馬西税務署)」「ご希望の会場及び相談日時」

「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。

なお、「事前申込専用番号」以外(税務署及び地方団体)での電話申込は受け付けておりません。

また、電話が大変混みあう可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。

- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
- ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等(詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」をご覧ください。)をご持参ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/nerima-wzei/booking_pages#pagecontent

(裏面もご覧ください。)

申告書作成会場の開設について

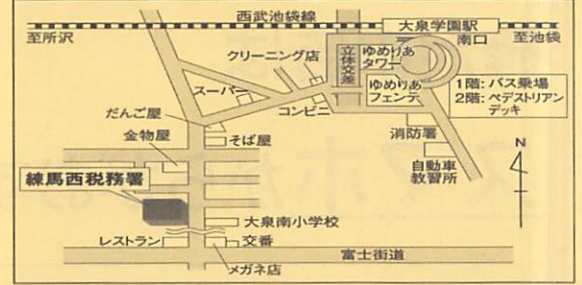
～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	練馬西税務署	練馬区 東大泉7-31-35	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

お持ちいただくもの

- 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- マイナンバーカード(※)
 - ※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
 - ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
 - ・ 運転免許証等の身元確認書類
 - ・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類

案内図



入場整理券

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切ることがあります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、自宅でe-Tax申告をご利用いただくか、2月中の来場をお勧めします。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。

是非、LINEによる事前発行をご利用ください。

オンラインで事前発行

友だち追加は
こちらから！



LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

事前に準備いただきたいこと

- マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。
- 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要
- 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要)
- e-Taxでデータ送信

マイナポータル連携の概要は

こちらから！



マイナポータル連携の事前準備は

こちらから！



(注) ただし、2月25日の日曜日は練馬東税務署(練馬区栄町23-7)において相談・受付を行います。

- 申告書等の提出のみの場合は、練馬西税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。

なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。



確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください！！

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド(税額の計算方法)

